

青色申告書を提出する中小企業者等対象  
PC-MAPPING HT の購入で、優遇措置が受けられます！  
2023年3月31日まで

期間延長！

中小企業経営強化税制とは

中小企業者等が、経営力向上のための設備投資をした場合、即時償却 または 税額控除※ の適用が請けられる制度です。

「PC-MAPPING HT Ver.8」は一般社団法人情報サービス産業協会の生産性向上設備(ソフトウェア)として登録しております。

※控除額は、10%(資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は、7%)

中小企業者等とは？

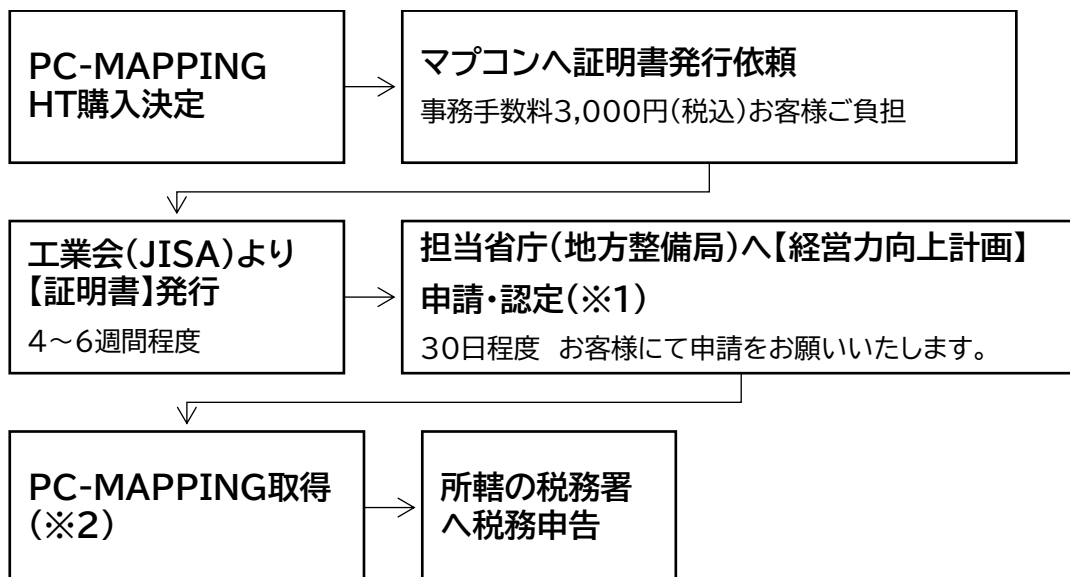
- ・資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・資本金または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人
- ・協同組合等

生産性向上設備(A 類型)

対象設備:ソフトウェア 70 万円以上

登録商品:PC-MAPPING HT

申請の流れ：



裏へ続く

- ※1 設備を取得した事業年度内に、経営力向上計画の認定を受ける必要があります。  
経営力向上計画策定の手引き、提出先、申請書様式等は、下記よりご確認ください。  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>
- ※2 原則では、経営力向上計画認定後に設備取得となりますが、先に設備を取得した場合、  
設備取得後 60 日以内に経営力向上計画が担当省庁に受理されれば、認定を受ける  
ことができます。  
[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190604kyokasyuto  
kuzeisei.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190604kyokasyutokuzeisei.pdf)

### その他注意事項等

- 中小企業経営強化税制についての詳細は、各関係機関にお問い合わせください。  
参考リンク
- ・中小企業庁発行 中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き  
[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki\\_zeiseikinyu.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf)
  - ・中小企業庁 経営サポート「経営強化法による支援」  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>
- 税制措置の適用については、税理士等へご相談ください。
- 手続きには、お時間が掛かります。余裕をもってご計画ください。
- 弊社が PC-MAPPING のご購入で優遇措置を保証するものではありません。  
ご購入前に必ず、要件を満たすかどうかのご確認、関係機関へのご確認をお客様ご自身にて  
お願いいたします。

以上